

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による燃料費等の漁業経費負担の増大に伴い、経済的影響を受けている漁業者に対して、漁船の操業に要する燃油価格の高騰相当分を支援し、出漁の促進、経営の早期安定化と水産物の安定供給の維持・確保を図るため、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 「漁業者」とは、市内の漁業協同組合に所属する漁業経営体で、漁船の所有権又は使用权を有する者をいう。
- (2) 「漁船」とは、漁業の用に供される船舶のうち、稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもので、次の条件を満たすものをいう。
 - ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する山口県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助対象期間内にその登録がされているもの
 - イ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に規定する船舶検査を要するものについては、その船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの
- (3) 「燃油」とは、漁業の用に供するA重油、軽油、ガソリン等の石油製品をいう。
- (4) 「補助対象期間」とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間をいう。

2 前項第2号の「漁業の用に供される」とは、水産加工業を除いた一般海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業に使用される推進機関を備えた漁船の動力及び補機燃料のことをいう。ただし、次に掲げるものは補助対象外とする。

- (1) 漁業に関する試験、調査、指導、練習に従事する船舶に使用したもの
- (2) 遊漁船業に使用したもの
- (3) 車両に使用したもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす漁業者とする。

- (1) 補助対象期間中に漁船の操業に要する燃油を購入した者
- (2) 令和元年から令和5年までのいずれかの年において、収入のうち、漁業収入が最も多いこと。
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 萩市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

- 2 ただし、前項について、市長が特に認める者は、その限りではない。

(補助単価の算定方法)

第4条 補助金の交付における燃油1リットル当たりの補助単価は、令和6年1月から6月まで及び令和6年7月から12月までを算定期間として算定とする。

- 2 補助単価は、前項の算定期間ごとに、ガソリンについては経済産業省資源エネルギー庁給油所小売価格調査、軽油、重油及びその他燃料については山口県漁協はぎ統括支店の販売価格に基づき算出した平均燃油価格と令和元年の同時期の平均燃油価格との差額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、補助対象期間内における令和6年1月から6月まで及び令和6年7月から12月までの燃油購入量に前条の規定により算出した補助単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の燃油購入量は、1リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる期限までに補助金交付申請書兼委任状（別記第1号の1又は2様式）に、第2項に掲げる書類を添付し、山口県漁業協同組合はぎ統括支店又は市長へ提出し、申請するものとする。

- (1) 令和6年1月から6月までの購入分については、令和6年7月1日から令和7年1月31日まで
- (2) 令和6年7月から12月までの購入分については、令和7年1月4日から令和7年1月31日まで

2 前項の補助金交付申請書兼委任状に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 令和元年から令和5年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も高いことが証明できる書類
- (2) 燃油購入実績報告書（別記第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 山口県漁協はぎ統括支店は、漁業者からの申請書を取りまとめ、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金申請者一覧表（別記第3号の1又は2様式）を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類及び関係機関への調査等により、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定及びその額を確定したときは、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(漁業者への補助金の配分)

第8条 山口県漁協はぎ統括支店は、第6条に定める申請により補助金を受け取った後、速やかに申請する漁業者へ補助金を振り込まなければならない。

(実績報告)

第9条 山口県漁協はぎ統括支店は、交付決定した全ての漁業者への振り込みを終了した後、速やかに実績報告書を市へ提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(台帳の整備)

第12条 市長は、補助金の交付状況等を管理するため、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付台帳を備え付け、必要事項を記載し整理するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助対象者は、当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行し、令和6年1月1日以降に燃油を購入した場合について適用する。

萩市長 様

住 所 萩市

氏 名 _____

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

所属漁協名 山口県漁協 支店 _____

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金 交付申請書兼委任状

令和6年 月から 月分申請用 ※漁協の取りまとめ同意分

今般のエネルギー価格高騰による燃料費等の漁業経費負担の増大に伴い、経済的影響を受けていることから、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金の交付を受けるため、税情報の確認及び暴力団排除誓約事項に同意の上、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があつた場合には、補助金の交付の取消及び返還に異議なく応じます。

1 対象期間の交付申請額

油 種	購入量		補助単価		合 計
A 重 油	L	×	円	=	① 円
軽 油	L	×	円	=	② 円
ガソリン	L	×	円	=	③ 円
混 合 油	L	×	円	=	④ 円
※1L未満は切捨て			申 請 額		
			(①+②+③+④)		円

2 申請要件の確認

次の該当される部分に☑をお願いします。1つでも非該当がある方は申請できません。

- 1で記載している燃油量は、漁業操業用として使用しているものです。
- 萩市内に住所を有し、山口県漁業協同組合はぎ統括支店内の支店の組合員（個人及び法人、正組合員又は准組合員）です。
- 漁業を営むことにより、確定申告等税の申告を行っています。
- 申請時まで納期限の到来する市税等の滞納はありません。また、市税等の納税状況について、市長が指名する職員が確認することに同意します。
- 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。（裏面に記載）

3 添付書類

本申請書に下記の添付書類を添付してください。

- 令和元年から令和5年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も多い年があることが証明できる書類（確定申告書の控え又は税申告を証明する書類等）
※今回の申請期間内で既に添付していれば再添付の必要はありません。既に提出済みでもチェック
- 燃油購入実績報告書（第2号様式）

4 委任状

萩市長様

委任者住所 萩市 _____

氏名 _____

(法人にあつては名称及び代表者名)

(自署又は記名押印)

私が申請する、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金の申請・請求・受領については、次の者に委任します。

受任者(漁協)

所在地 萩市大字椿東6446番地5

漁協名 山口県漁業協同組合はぎ統括支店

運営委員長 長岡 利憲

暴力団排除に関する誓約事項

- ①私は、萩市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）（以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者です。
- ②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

萩市長 様

住 所 萩市

氏 名 _____

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

所属漁協名 山口県漁協 支店 _____

**がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金
交付申請書兼委任状**

令和6年 月から 月分申請用 ※漁協の取りまとめ同意のないもの等

今般のエネルギー価格高騰による燃料費等の漁業経費負担の増大に伴い、経済的影響を受けていることから、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金の交付を受けるため、税情報の確認及び暴力団排除誓約事項に同意の上、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があつた場合には、補助金の交付の取消及び返還に異議なく応じます。

1 対象期間の交付申請額

油 種	購入量		補助単価		合 計
A 重 油	L	×	円	=	① 円
軽 油	L	×	円	=	② 円
ガソリン	L	×	円	=	③ 円
混 合 油	L	×	円	=	④ 円
※1L未満は切捨て			申 請 額 (①+②+③+④)		円

2 申請要件の確認

次の該当される部分に☑をお願いします。1つでも非該当がある方は申請できません。

- 1で記載している燃油量は、漁業操業用として使用しているものです。
- 萩市内に住所を有し、山口県漁業協同組合はぎ統括支店内の支店の組合員（個人及び法人、正組合員又は准組合員）です。
- 漁業を営むことにより、確定申告等税の申告を行っています。
- 申請時まで納期限の到来する市税等の滞納はありません。また、市税等の納税状況について、市長が指名する職員が確認することに同意します。
- 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。（裏面に記載）

3 添付書類

本申請書に下記の添付書類を添付してください。

- 令和元年から令和5年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も多い年があることが証明できる書類（確定申告書の控え又は税申告を証明する書類等）
※今回の申請期間内で既に添付していれば再添付の必要はありません。既に提出済みでもチェック
- 燃油購入実績報告書（第2号様式）

4. 振込先

振込先 金融機関名	農協・漁協・ 銀行・信用金庫					(フリガナ) 口座名義		
	支店・支所・ 出張所							
口座番号 種別							1.普通 2.当座	

5. 委任状 ※振込先が申請者と異なる場合は、次の事項にもご記入ください。

萩市会計管理者 様

委任者 住所 _____
氏名 _____

(法人にあっては名称及び代表者氏名) _____ (自署又は記名押印)

私が申請する、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金の受領については、次の者に委任します。

受任者（法人）	受任者（個人）
所在地 _____	住所 _____
名称 _____	
氏名 _____	氏名 _____

暴力団排除に関する誓約事項

①私は、萩市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）（以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者です。

②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。

- (1)正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
- (2)暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
- (3)自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
- (4)法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
- (5)暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
- (6)その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

燃油購入実績報告書

(がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業)

令和 年 月 日

萩市長様

住所 萩市 _____

氏名 _____

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

補助対象期間内に購入した漁船用燃油について、次のとおり報告します。

対象期間	油種	購入量	
		漁業用	それ以外(遊漁等)
令和6年1月～6月	A重油	L	L
	軽油	L	L
	ガソリン	L	L
	混合油	L	L
令和6年7月～12月	A重油	L	L
	軽油	L	L
	ガソリン	L	L
	混合油	L	L

※確認資料として、購入した燃油の日付及び数量が確認できる領収書(写し)を添付してください。

※上記の確認書類の添付が困難な場合は、燃油の販売者から下記の証明を受けてください。

上記のとおり、漁業者に対して燃油を販売したことを証明します。

令和 年 月 日

【販売者】

住所又は所在地 _____

名 称 _____

氏名又は代表者 _____ (印)

(電話番号) _____

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金 申請者一覧表

萩市長様

漁業協同組合名：山口県漁業協同組合 支店

(1)漁協に委任された方

No.	氏名	住所	申請書類			申請額 (単位:円)
			申請書	R1～5いずれかの税申告	燃油使用量を証明する書類	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
合計						

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金 申請者一覧表

萩市長様

漁業協同組合名：山口県漁業協同組合 支店

(2)漁協に委任されない方

No.	氏名	住所	申請書類			申請額 (単位:円)
			申請書	R1～5いずれかの税申告	燃油使用量を証明する書類	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
合計						

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

令和6年 月から 月分申請分

萩 水 第 号
令和 年 月 日

様

萩市長



令和 年 月 日付けで申請のあったがんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金を交付することを決定し、その額を確定したので、がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交 付 額 _____ 円